

浦添前田駅にぎわい交流ゾーン観光交流拠点施設整備事業

質問回答書

令和4年11月10日

番号	該当資料名	項	質 問 事 項	回 答 事 項
1	Ⅱ 基本理念 4. 観光交流拠点施設の導入機能	5	・観光 PR スペース※観光客から見えやすい場所に配置して下さい。 又別項目で 30 m ² 程度と記載があります。 必要機能と面積を満たすことが出来れば、予定店舗と併合して良いでしょうか。	併合してもかまいません。
2	Ⅲ 公募概要 3. にぎわい交流ゾーン・多目的広場の管理・運営、活用について	10	⑥機能(内容) ・歩行者用通路(シェルター、照明) ・中型バス駐機場(2台) ・バイク、自転車の駐輪場、シェアサイクルステーション ・駐車場(20 台) ・にぎわい創出機能(イベント開催等) 以上の項目がありますが、当施設を運営するにあたり、駐車台数が絶対数不足致します。多目的広場の駐車数を多くするため、造成図面の配置計画を変更して良いでしょうか。 ※歩行者用シェルターを縮小または削除し駐車スペースを確保する。	事業用地に隣接する多目的広場については、公共(市)で整備予定ですので、配置計画を変更することは原則認められません。現在の配置計画の中で施設と一体でにぎわいを創出できるよう、ご提案下さい。
3	Ⅲ 公募概要 3. にぎわい交流ゾーン・多目的広場の管理・運営、活用について	10	事業用地は、第二種住居地域になっていますが、日影規制に関して、北側駐車場計画地への日影規制緩和(道路、水面、線路敷その他これらに類するもの)に当てはまらないでしょうか。または、駐車場計画地境界は、隣地境界線扱いで日影規制を考慮した計画にしなければいけないのでしょうか。	本事業用地は宅地の取扱いとなっていることから、日影規制の緩和には当てはまりません。日影規制を考慮して、ご計画下さい。なお、詳細については、建築指導課へお問合せ下さい。